

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第1棟の現行風量値の変更に伴う基本仕様の変更）に係る面談
2. 日時：令和4年2月2日（水）10時00分～11時40分
3. 場所：原子力規制庁18階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

高木係長、高木技術参与

検査グループ 専門検査部門

山元首席原子力専門検査官、丸山主任原子力専門検査官

宮崎上席原子力専門検査官（テレビ会議システムによる出席）

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所 担当6名（テレビ会議システムによる出席）

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

担当8名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、本年2月1日に提出のあった実施計画の変更認可申請（放射性分析・研究施設第1棟（以下「第1棟」という。）の現行風量値の変更に伴う基本仕様の変更）について、主に以下の説明があった。

- 風量不足の発生、原因及び対応方針について
- 換気空調設備の風量変更について
 - ✓ 第1棟の温度の管理で考慮すべき熱負荷のうち機器発熱量について、再評価し、必要な風量を見直した。
- 風量の見直し後の機器発熱量及び主要室の風量と室圧目標値について
- 負圧維持の確認結果及び負圧構築・維持の方法について
- 実施計画の変更内容及びスケジュールについて
 - ✓ 換気空調設備のうち管理区域用排風機、管理区域用送風機、管理区域用排気フィルタユニットの容量を見直すとともに竣工及び運用開始に関する工程を変更した。
- 確認試験における実施方法について

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、以下のコメント等を伝えた。

- 今回の換気空調設備の風量の見直しについて、見直しの要因となった機器発熱量だけでなく、第1棟の空調設計上考慮すべき他の発熱要因（躯体、人体、照明等）を含めて整理して説明すること。
- 必要風量の設定において、将来設置予定のフードを含めた値としているが、今回申請範囲と将来設置範囲を明確にし、今回の申請に対する設備及び設計の考え方並びに確認試験の方法及び妥当性について整理して説明すること。

6. 資料

- 資料1 放射性物質分析・研究施設第1棟の風量不足に伴う実施計画の変更認可申請内容について